

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター
---------------

### ②施設・事業所情報

名称：瀬戸市立幡山東保育園	種別：保育所	
代表者氏名：橋口 良子	定員（利用人数）：135名（123名）	
所在地：愛知県瀬戸市田中町103		
TEL：0561-82-4405		
ホームページ：		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日：昭和29年 6月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：瀬戸市		
職員数	常勤職員：11名	非常勤職員：17名
専門職員	（園長）1名	（調理員）4名
	（主任保育士）1名	
	（保育士）22名	
施設・設備の概要	（居室数）6室	（設備等）事務室・遊戯室
		給食室・プール
		園庭（3歳未満児用、幼児用）

### ③理念・基本方針

#### ★理念

子ども一人一人を大切に、保護者から信頼され、地域に愛される保育園

#### ★基本方針

- ・個々の子どもの心身の発達に合わせ、豊かな生活や遊びを保障する
- ・一人一人の個性を尊重し、主体性を育む保育を目指す
- ・子どもの生活の連続性に配慮し、家庭や地域との連携を図る

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ①リズム遊び・・・●楽しく体を動かし健やかな心と体を育む  
 ・年間計画を作成し、計画的に実践を進める中で、ピアノの曲や歌に合わせて子どもたちが主体的に楽しく体を動かしている。その中で、科学的視点での学びから得た動きのポイントを子どもたちに下ろし体の様々な機能の発達を促し、しなやかな体作りをしている。
- ②命の学習・・・●命を大切にし、自分を認め他者も大切にする  
 ・年長児を中心に「命の学習」の年間計画を作成し、授業形式で実践  
 ・保護者向けに学習後「命の学習だより」を発行（幼児組保護者）
- ③食育活動・・・●食に関するいろいろな体験を通して、食べることの楽しさや大切さを知る  
 ・食育の年間計画を作成し、実践（野菜の栽培、収穫、クッキング保育）クッキングについては調理員と協力して行う
- ④乳児、3歳未満児保育・・・●人間形成の根っこを育むため、一人一人を大切にされた保育  
 ・保育士との信頼関係を深めるため、育児担当制での保育  
 ・一人一人に合わせた日課の作成と個別計画の作成

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 7月 1日（契約日）～ 令和 2年12月 3日（評価決定日）  【令和 2年10月27日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆新型コロナウイルス感染症の渦中にあっても

コロナ禍によって、事業計画に示された様々な行事や活動が変更を余儀なくされているが、職員会議等で代替案や実施方法を検討している。感染防止を理由に「中止」とすることはたやすいが、子どもにとっての経験値を確保することを目的に、規模を縮小してでも実施することを目指している。運動会を保育参観に変更し、プールを水遊びに切り替える等、園長と職員による工夫が保護者の共感を呼んでいる。

##### ◆保育の本質に迫る

来賓や招待客を集めて華々しく開催されていたこれまでの運動会が、園外からは保護者のみが参加する「保育参観」に形を変えて実施された。わずか1時間という短い時間の中ではあるが、その凝縮された時間の中で、保護者は我が子の1年間の成長を確認することができた。保護者全員が満足したわけではないが、事後のアンケートでは97%の保護者がこの取組みを評価している。運動会のあり方が、「お祭り」から「保育の一環」としての本来の目的（本質）に立ち帰ったとも言える。

##### ◆保護者を巻きこんだ「食育」

食育計画、指導計画が作成され、子どもが食事を楽しむためにクッキングや野菜を育てて調理する機会もある。乳幼児期の食に対する大切さを保護者にも理解してもらうために、誕生日会に保護者が子どもと共に食事する機会を設けている。この取組みは保護者からも好評を得ている。子ども向けの新聞の「楽しく食べようニュース」を家庭に届け、その月の行事や行事食を通して子どもが食文化への興味・関心を持てるように取り組んでいる。

◇改善を求められる点

◆P D C Aサイクルに沿って評価・分析を

市内の全公立園が同じ様式の「チェックシート」を使用して自己評価を行っている。結果の分析は市が行っており、市から園の傾向が伝達されている。自己評価の取組みはそこで終わっており、園での改善活動にはつながっていない。園においても評価・分析を行い、職員個々の不足力量を把握したり園全体の教育ニーズを抽出する等、園内研修に取り上げるべき研修課題を明確にし、計画的な職員研修の実施につなげることを期待したい。職員研修に関しても、履修後の「研修結果報告書」の提出で完結している。P D C Aサイクルに沿い、研修効果を測定・検証する仕組みの構築を期待したい。

◆規程・マニュアル等の整備

当然園に備え付けてあるべき規程やマニュアル類に、保管されていなかったり、作成されていなかったり、あるいは必要な見直しを実施されていないもの等が散見された。「プライバシー保護規程」及び関連するマニュアル、「苦情解決の仕組みに関する実施要綱」、「ボランティア受入れマニュアル」等を整備し、保育の標準化を図って質の高い保育実践を担保されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し、職員全員であらゆる視点から現状を客観的に振り返ることができた。また、評価を数値化グラフ化して表して頂いたことで分かり易く、総評のコメントでは改善の方向性がより明確になった。今後はこの結果を受け、良い点は継続しながら、規定・マニュアルの整備と、保育士の自己評価等の結果を分析し、改善できるよう事業計画・研修計画に取り入れ、保育の質の向上に繋げていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者や地域と連携し、子ども一人ひとりを大切にされた保育の実践を理念に掲げ、3項目の基本方針に展開している。その具体的な施策として4点の重点項目を定め、リーフレット等で取り組みの詳細を伝えている。保護者に対しては、入園説明会や保育参観時に機会あるごとに園長が説明しており、保護者アンケートでも「理念の周知の取り組み」は高い数値を示した。</p>			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園運営に必要な情報は市・保育課から提供され、月に1度の園長会や勉強会でも情報が得られている。現在、園の立地する幡山東地区は市内でも最も人口流入の多い地域であることや、地域の将来的な人口動静の概略は把握しているが、収集した情報を分析して園運営に反映させるには至っていない。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園運営の最大の課題は、新型コロナウイルスの感染防止に対応した保育への合理的な変更と捉えている。単に規模を縮小したり活動自体を中止するのではなく、如何に充実した保育を提供できるかを考えている。夏のプールは感染防止の観点から中止としたが、「泥んこ遊び」「水鉄砲」「洗濯遊び」等を行って子どもの楽しみにつなげた。工夫して実施した運動会も保護者の共感を得た。</p>			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中期的な計画「3年後の保育園の展望」（2020年7月）が策定されており、「瀬戸市子ども総合計画」（2020～2024年度）に示された方針を盛り込んでいる。「3年後の保育園の展望」は、今回の第三者評価の受審を契機に明文化されたものであるが、盛り込まれた項目・内容は適切である。3年後の到達点だけでなく、進捗管理のための年度ごとの目標数値の設定が望まれる。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「令和2年度幡山東保育園事業計画」が策定されており、「3年後の保育園の展望」で示された重点的な取り組みが網羅されている。重点的な取り組みには、可能なものに関しては数値目標（実施回数や期限等）が設定されている。この単年度の事業計画と「令和2年度保育園経営案」とを併せて、園の事業概要（本来の事業計画）が明確になっている。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、事業計画に示された様々な行事や活動が変更を余儀なくされているが、職員会議等で代替案や実施方法が検討されている。感染防止を理由に「中止」とすることはたやすいが、子どもにとっての経験値を確保することを目的に、規模を縮小してでも実施することを目指している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者会の総会が中止になったことから、説明資料を保護者に送付した。しかし、対面での事業の概要を説明する機会を失ったことで、保護者への周知は十分には図られていない。保護者アンケートの結果も、「事業計画の周知の活動」は低い数値に留まった。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 市の主導によって、市内の全公立園が同じ様式の「チェックシート」を使用して自己評価を行っている。結果の分析は市が行っており、市から園の傾向が伝達されている。取組みはそこで終わっており、園での改善活動にはつながっていない。子どもや保護者の意見・要望を尊重する姿勢があり、縮小した運動会（今年度は保育参観として実施）は保護者の大きな賛同を得た。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 自己評価の活用（改善）が図られていない大きな原因として、コロナ禍による園運営の不透明性がある。ほとんどの行事や活動について、昨年までのルーティン化された仕組みが踏襲できない事態に陥っている。都度、職員会議等で打開策や改善策が話し合われ、代替案が実施されている。しかし、改善策の実施に関しては計画的とは言い難く、責任者、期限、実施方法の明確化が求められる。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育園管理案」の中に「組織（運営機構）」「職務分担表」「組編成と職員構成」が掲載されており、園長の役割と責任の範囲が示されている。園のリーフレットに自らの運営方針として4点の重点的な取組みとその考え方を示し、職員や保護者に理解を求めている。有事の際の園長権限の委任先は主任保育士と定められている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ② b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園運営に必要な諸法令について、法改正や新たな制度の導入時には市（保育課）からの情報提供や、園長会、勉強会等での情報共有を図る仕組みがある。しかし、園内にて関係法令に関する研修や勉強会の実施はなく、職員ごとのコンプライアンス意識の程度も不明である。定期的に職員研修を計画し、コンプライアンス重視の意識づけを期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって、運動会の開催方法を職員会議で討議した。昨年までの保護者の意見・要望をも加味し、「運動会を保育参観とする」「午前中開催」「3～5歳クラスが対象」「各学齢とも1時間の入替制」「4歳～3歳～5歳のプログラム進行」「家族の人数制限」「昼食は自由」「学齢別に駐車場を用意」等の変則開催とした。結果、97%の保護者から「満足」のアンケートを得た。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	② a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市・保育課や人事課との連携を図り、必要な人材を確保して適切な職員配置となるよう努めている。職員意見を尊重する姿勢で園運営に臨み、コロナ禍にあっても職員会議等で職員の意見を吸い上げている。運動会を「秋の保育参観」として実施したり、ホールの壁面のレイアウト変更の方法を改める等、職員意見を採用して職員の負担軽減につなげている。</p>			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · ① b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の採用権限は市・人事課が有しており、園からの充員希望に沿って市が職員を確保して園に配属している。職員の確保に関しては他力本願的な要素が強く、また園長が短期・定期的に異動となることから、将来にわたっての必要人材に関する人員計画は作成されていない。園としては、働きやすい職場づくりに腐心し、職員の定着のための施策を講じている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · ② b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の人事制度に沿い、正規職員に対しては年に2回の人事考課が実施されている。人事考課で使用される「目標管理・人事考課シート」を使って目標管理も実施されているが、両制度（人事考課、目標管理）の係わりが薄い。人事考課の結果から職員個々の目標を抽出したり、目標管理の成果を人事考課に反映させる等、両制度を連動させることによって職員の育成につなげられたい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人面談等で職員の意見や要望を聞く姿勢を持ち、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。時間外労働時間の短縮に取り組み、有休休暇も取りやすくなってきている。しかし、職位・職階による有給休暇の消化にバラつきが生じている。職務分担の見直しや職務権限の下位委譲を可能な範囲で行う等、バランスのとれた勤務体制を構築することが望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事考課制度との連動はないものの、正規職員は「目標管理・人事考課シート」を使って自ら設定した目標の達成を目指している。会計年度任用職員（パート職員）に関しては、「今年度の自己目標」のシートを使用している。期中の進捗評価や年度末の最終評価は、園長や主任との面談時に行われている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が作成した「令和2年度職員研修計画」があり、体系的な階層別、職種別研修等が計画されている。研修計画書に各園の参加者が記入されており、計画に沿って研修が行われている。職員ごとの研修の履修を管理するための「職員研修実績簿」があり、履修後に「研修結果報告書」の提出を求めている。PDCAサイクルに沿い、研修効果を測定・検証する仕組みの構築を期待したい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍によって、今年度は外部研修への参加が少ない。それを補完する意味合いからも、園内研修の充実が期待される。チェックリストによる自己評価の結果を分析することによって、職員個々の不足力量を把握したり園全体の教育ニーズを抽出する等、園内研修に取り入れるべき研修課題を明確にし、計画的な職員研修を実施することが期待される。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が保育実習生の受け入れ窓口となり、実習を希望する学生の居住地等に配慮して実習受け入れ園に振り分けている。当園の今年度の実習生受け入れは3名である。園独自の実習プログラムはなく、保育実習連絡協議会が作成したプログラムを準用している。本来目的に沿った実習受け入れができたか否かを振り返る反省会を行い、その結果を記録に残して次回の受け入れに活用させられたい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページに園の情報が公開されているが、必要最小限の情報に留まっている。その点、リーフレットは保育理念や園の重点的な取組を紹介する等の独自色が打ち出されており、情報提供のツールとして相応しい内容となっている。備え付け場所が市・保育課と各支所のみであり、検討を要す。苦情情報の公表ルールがなく、「苦情解決の仕組みに関する実施要綱」への追記が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園運営上でのキャッシュレス化が進んでおり、園で現金の出納を行うことはほとんどない。園で必要となる物品の購買や役務提供の契約に関しても、市の管理の下で適切に執行されている。定期的に市・監査事務局の監査を受けており、その際にも特段の指摘事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      事業計画や「保育の全体的な計画」の中に地域との係わりの基本部分を記載し、積極的に子どもと地域との交流を推進している。今年度は例外であるが、従来は地域の行事に子どもたちが積極的に参加し、読み聞かせボランティアの来訪や地域の神社の宮司によるプラネタリウムの上演等があった。地域の農家が芋畑を開放し、子どもたちに芋掘りを体験させてくれた。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      ボランティアの受入れを包括的に管理するための手順書（マニュアル等）はなく、限定的に使用が可能な「保育園サポーター設置要領」がある。包括的に活用できる園独自のボランティア受入れマニュアルの整備が望まれる。今年度はほとんどのボランティアが自粛中であるが、例年は読み聞かせボラやプラネタリウム上演、高校生音楽ボラ、小学生体験学習等の来園がある。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      子どもに係わる医療機関や教育機関等については、それぞれの子どものファイルに記載してある。現在虐待を疑われる子どもがいないことから、児童相談所や要保護児童対策地域協議会に名前の挙がる子どもはいない。地域の自治会、小学校、中学校、保育園等で構成される連区の育成会があり、定期的な会合には園長が出席して地域の情報を取得している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市が作成した「瀬戸市子ども総合計画」（2020～2024年度）の中に、中長期的な子どもの人口動静が示されている。毎月の園長会や勉強会においても、必要に応じて市・保育課の担当者から最新の情報が伝達される。市内でも人口流入の多い地域であり、保育ニーズとしては0～2歳の乳児の需要が高い。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	② a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      把握した地域の福祉ニーズを基に未就園児親子に対しての支援を行っており、毎月1回開催の「山口っ子広場」（第2金曜日）や「山口っ子サロン」（第4金曜日）、園庭開放（月～金曜日）がある。「山口っ子広場」は未就園児親子に遊びの場を提供し、「山口っ子サロン」は未就園児の保護者同士が交流する場を提供している。</p>			



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する保育の理念・基本方針は「リーフレット」「入園のしおり」等に記載されているが、子ども尊重・基本的人権配慮等の勉強会の取組みは行っていない。乳児は担任制を敷いた保育実践を1歳から2歳へと繋ぎ、「命の学習」と称し年長児は命の大切さを学んでいる。入園時には個人マークを選ぶなどの実践があるが、職員周知・共通理解のためにも再確認し記録に残されたい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「プライバシー保護に関する規程」「個人情報保護規程」等は見当たらない。おむつ替えは一人ずつ、おもらしや着替えはパーティションでプライバシーを守る工夫はされている。連絡帳の配付間違いや持ち物の入れ違いもあり、謝罪で留まらず、再発防止のためにもマニュアルの整備と職員研修が望まれる。入園説明会において、写真・動画等の扱いについて保護者の同意を得る仕組みがある。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園のリーフレットが市・当該園・支所等に設置され、文字は大きく所どころにカットを入れて親しみやすい配慮がされている。表紙の色は、見直しの際に毎年変える等の工夫をしている。見学者はほぼ毎日2～3人いるが、コロナ禍の関係で予約制を取り、園内見学も部屋には入らずに資料説明時に見える範囲に留め、短時間で終わるようにしている。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「重要事項説明書」で説明し、説明を受けたことを押印することで確認を取っている。説明資料は市立全園で統一されている。字は大きく所どころに挿絵を入れて読みやすく工夫をしている。配慮を要する保護者説明はルール化されていないが、実際には担任ひとりで悩まずに上司の助言を得ている。職員が迷うことなく説明できるよう、ルール化し明文化されることが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所変更に当たり、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書の定めがない。転園先から問い合わせがあれば、口頭で説明するに留まっている。以前、転園先から「スポーツ振興災害共済」の有無について問い合わせがあったが対応記録はない。この共済は全国的に通用するものであり、加入者引継ぎは必須である。保護者に対して、相談対応窓口の案内や内容を記した文書を渡すことも望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者満足を把握するために3大行事（春・秋の参観・運動会）のアンケートを取り、保護者に「園だより」を通してフィードバックしているが、結果の分析・検討には至っていない。個人懇談・登降園のコミュニケーション等からも情報を得ているが、利用者満足を把握する目的での記録がない。把握した結果を検討するための仕組みを整備し、具体的改善の記録を残すことが望まれる。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みの説明資料を玄関入口に掲示し、保護者には説明会で周知している。乳児用資料には記載があるが、幼児用には未記載なので統一されたい。苦情は今年度3件あって苦情解決記入用紙は用意されているが、苦情受付書に順番に記入され状況記録で終わっている。苦情の内容によっては継続して解決に至ることもあるので、個別案件ごとに作成し、記録の継続性を担保されたい。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 例年であれば春秋の保育参観・運動会後にアンケートを行うが、春の参観は開催出来ずアンケートが行えなかった。保護者からは「発信機会が無い」「発言の場」がないという声も聞かれる。コロナ禍で行事が縮小され、やむなくの中止もあって今回の保護者アンケートの数値もやや低い。保護者が意見を述べやすい環境のためにも、相談相手を自由に選べる説明文書の作成等が望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者から意見・要望を受けた際の手順を定めたマニュアルが整備されておらず、記録も残っていない。実際には意見の傾聴に努めており、今一度実際に寄せられた意見や要望等を整理して手順を文書化し、保育の改善に役立てるマニュアルの整備を望みたい。意見箱は行事後のアンケート回収時に使用するのみで普段は片づけてある。常時設置し、保護者意見を積極的に収集する姿勢を示されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者は園長であり、「保育所安全検討会」に月1回参加して各園から収集したヒヤリハット報告の事例検討をしている。「事故対応マニュアル」はあるが、職員にマニュアルの周知がされていない。ヒヤリハットを活かし、事故防止に関する研修等が望まれる。コロナ禍により、園外保育・散歩などは取りやめている。遊具点検は業者・職員で行い、記録も残されている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 感染症予防や発生時の対応マニュアルは、国・県レベルの通知文書を準用し、園としては未整備である。新型コロナウイルスも同様で、「感染症一覧表」等に未記載である。保護者への感染症等情報提供は掲示・口頭で周知を図っている。「保健便り」は毎月発信している。嘔吐や下痢の処理に必要な機材を用意するに留まらず、模擬訓練等を行って対処法を周知・徹底することが望ましい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 子ども・保護者・職員の安否確認は「まちこみ」メールで一斉配信するが、返信は確認できない。確認方法を検討されたい。保育を継続するための初動時対応・出勤基準等は整備されていない。消防計画は整備されているが、自治会等地域と連携しての訓練は今後の課題である。毎月行う避難訓練の時間帯が一定であり、検討が望まれる。食料備蓄リストを作成し、責任者を決めて管理されたい。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法が文書化されていない。必要に応じて保育実践に活用できるような保育の手引書・マニュアル等を作成し、文書化した冊子として整理する事を期待したい。保育現場での実施方法を正しく職員に周知徹底するための取組みや、画一的な保育になっていないかを検証する仕組みづくりを期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法の文書化が未整備のため、適切な見直しは実施していないが、保育の見直しは定期的に行われている。見直しの際にはPDCAサイクルを活用して落ちのない見直しを心がけ、職員や保護者の意見を参考にすることも求められる。時期を定めた必要な見直しを組織的・継続的にを行い、見直しの結果を検討会議や改訂記録に残すことが望まれる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> アセスメントは市の統一様式に入園前に保護者が記入し、面接時に漏れ等の確認を園長が行っている。3歳未満児は個別指導計画に反映させ、クラス指導計画とも関連させている。3歳以上児は、アセスメントからの個別指導計画作成、実施状況の評価・見直し等が不十分である。未満児同様、子ども一人ひとりのアセスメントに基づく個別指導計画作成が望まれ、ファイル化も検討されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」や「年計画」は年度末に見直され、「月・週等指導計画」は毎月評価・反省をして次の計画作成に役立っている。改善点としては、会議録に留まらず、指導計画を見直した際に標準的实施方法に反映させる内容、保育の質の向上に役立つことは記録として残すことが望まれる。そのためにも、標準的実施方法の文書化を早急に進めることを期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員ごとに記録の内容や書き方に差異が生じないように、主任が各部屋に入って一緒に保育をしながら指導している。先輩の手本を見ることは絶好のチャンスである。会議で主任から保育の状況報告があり、情報共有を図っている。職員が客観的な意見を聞くことで勉強となり、有意義な時間になっている。個別指導計画は3歳未満児は作成されているが、3歳以上児についても作成が望まれる。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 個人情報の保護や情報開示に関する規程は園にはなく、市が管理している。保護者等からの開示請求は未だにない。記録の保管・保存・廃棄等は市の定めた手順・基準通りに実施されている。個人情報の漏えいに対応するルールはあるが、明文化されてらず曖昧さが残る。個人情報保護に関する職員研修も十分とは言い難い。保護者には、入園説明会や行事を利用して再確認し、周知を図っている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」の作成は、基本的な部分を市の園長会等の公的な場で作成し、それを基に各園がサービス内容や保育の特色を出すために加除している。見直しは年1回定期的に行われており、見直したことが確認できる。しかし、次の編成に活かすための見直しの内容、改善された事項等は記録されていない。これらを記録に残すことが望まれる。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>暑さとコロナ対策として、扇風機を各部屋1～2台増して換気に配慮した。戸外遊びは、広い園庭ではあるが入れ替え制にした。室内では廊下や遊戯室も活用し、くつろげる場として「密」にならないよう安全性に配慮し、さらに色々な場所で遊ぶことが出来るよう環境にも配慮した。適切な温湿度の管理にも努め、子どもが心地よく過ごすことが出来るように心掛けている。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念に、「子ども一人ひとりを大切にし保護者から信頼され」と掲げている。その方針通り、子ども理解を深め子どもの気持ちに対応する姿勢や態度で「必要な時に必要な配慮をする」取組みをしている。評価日当日は、コロナ禍によって部屋の見学を控えたが、職員の大きな声も聞こえず、子どもに対して個別にゆったりと寄り添いながら信頼関係を築こうとする姿勢が感じられた。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達に個人差が大きい年齢であり、基本的な生活習慣を身に付けていくためには保護者との情報交換が必要不可欠である。「連絡ノート」や送迎時の会話、個別の懇談（今年は中止）と、コミュニケーションの機会は多く、保護者と十分な情報交換を行っている。出来たことを誉めたり、子どものやろうとしている気持ちを大事にしたりして、援助の確認をしている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>夏祭りや散歩時に手を繋いで、異年齢で関われる保育を実践している。地区の運動会では、地域の人や高齢者と交流している。社会体験としてミュージアムに出かけ、園とは違うトイレや手洗いを汚さないように気を付け、公共の施設を大事にすることを学んでいる。今年度は、コロナ禍によってそれらの活動が制限されているが、「密」にならない配慮をして可能な活動を実施している。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児が安定した環境の下で過ごせるよう担当制保育に取り組み、応答的な関わりをして愛着関係の形成に効果を挙げている。また長時間保育をする子どももいるが、生活と遊びの環境が「密」にならないよう配慮している。「連絡ノート」によって、保護者からミルクの飲ませ方等の育児相談はあるが、どのように対応したかの記録が残されていない。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自我が芽生える頃であり、子ども同士での「噛みつき」や「ひっかき」の行為がある。クラス便りや保護者会で「子どもの発達上現れる現象であり、必ず治まる」こと等を説明し、理解を得る取組みをしている。職員間の連携は、午睡時に話し合ったり伝言ボードを活用したりしている。口唇時期、玩具の消毒は1日2回午睡時と夕方に水拭きや日光消毒、次亜塩素酸で行い、清潔を保持している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもたちが取り組んで来た夏祭りや運動会等、共同的な活動を就学先の小学校や地域に伝えるため、園長が案内状を出して来賓として招いている。そこで子どもの姿を見ることは出来るが、子どもたちが主体的に取り組んで来た活動や内容を伝えきれていない。子どもも加わってポスターやプログラム等を作成する等、「幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿」とのリンクを工夫されたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  障害名がつく子どもは在籍していないが、気になる子どもには個別指導計画を立てて個別配慮をしている。今後の課題として、その他の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組みを行うことが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  連続性に配慮した、子ども主体の計画は作成されていない。デイリープログラムで補っているが、日々の記録は無い。0歳児は合同保育を行わず、最後までクラスでゆっくりと過ごせる環境に心掛けている。乳幼児共におやつは無い。職員間の引継ぎはノートで、保護者との連携は「連絡ノート」や口頭で行っている。怪我等を伝える場合は、保護者が安心を得られるように担当が伝達している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  小学校との交流機会として、4年生が保育園に来て遊ぶ取組みがある。2月には小学校見学が計画されているが、今年度はコロナ禍の関係でまだ決定していない。昨年度、小・中学校新任教諭2名が実習体験に来園したが、教員との連絡会や意見交換、合同研修は実施されていない。「幼児期の終わりまでに育て欲しい10の姿」について、小学校と共有するための取組みは今後の課題である。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「健康管理マニュアル」があり、他園常駐看護師による「保健便り」も毎月配信している。乳幼児突然死対策として、0歳児はセンサーで常時、1歳児は10分、2・3歳児は15分と適切にチェックしている。乳幼児突然死症候群に対する職員の知識が十分でないとの自己評価があり、保護者に対しての必要な情報提供も望まれる。体調悪化や怪我等の事後確認は、その日のうちに行っている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  健康診断の結果は適切に記録され、保護者には「連絡ノート」に記入して報告している。保護者への周知は押印で確認している。保健便りを毎月配信し、新型コロナウイルス感染症の予防対策の一文も記載されている。年長児対象に「歯磨き指導・フッ化物洗口」を行って保育に反映させている。さらに家庭と連携して日々の生活に反映させ、子どもに対する適切な健康管理に努めている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  アセスメントでアレルギー児等を把握し、医師の指示書にて対応している。献立除去する食材・食品は保護者が記入している。他児とトレイの色を変えたり、職員のダブルチェック後に最初に配膳して食べ始める等、事故を防ぐ工夫がある。職員の知識・技術の習得はエビペンまで行われている。保護者に対し、送迎時の車中での飲食や食べながらの登園の自粛等、協力を得る取組みが望まれる。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  食育計画・指導計画が作成され、食事を楽しむためのクッキングにも取り組み、野菜を育てて調理する機会もある。誕生日会に、保護者が子どもと共に食事をする機会がある。好評であるが、コロナ禍の関係で今年度の実施は検討中である。子ども向けの新聞の「楽しく食べようニュース」を献立表と共に発信し、「お月見の行事」や「行事食」を通して食文化への興味・関心を喚起している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「衛生管理マニュアル」「食中毒発生時対応マニュアル」は整備されている。地域の文化食「おこしものづくり」は、今年度の実施を検討中である。検食は主に園長が担当している。評価当日、新型コロナウイルス感染防止の観点から、評価者は子どもと同席せずに食事を摂った。給食のサンプル展示は好評であり、帰りには昼食についての親子の会話が聞かれ、育児支援の一助にもなっている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  保護者と職員が情報を共有するため、登降園時には職員から積極的に話しかけ、保護者が話しやすい環境をつくっている。「連絡ノート」も、保護者と職員との情報交換ツールとして効果を挙げている。給食サンプルの現物展示は、その場での親子の会話に留まらず、その日の家庭での夕食との「重複」を避けるためにも役立っている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの保育や園に対する意見・相談については、基本的には担任が対応することとなっている。「連絡ノート」で、保護者からミルクの飲ませ方等の育児相談があったが、対応の記録が残っていない。また、保護者からのクレームについての面談記録が残っているが、対応した職員名の記載がなかった。後日の追跡を可能とするためにも、記録の重要性を意識した取組みを期待したい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  昨年度、児童相談所と連携して対処した虐待（ネグレクト）事例があった。園長が対応し、個人レベルのノートに対応した詳細が克明にメモ書きされていたが、公的な記録としては管理されていない。個人情報保護との絡みもあるが、園の正規の記録として残すことが望ましい。虐待等の権利侵害を早期に発見するため、職員研修の実施を期待したい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  正規職員と6時間以上勤務する会計年度任用職員（パート職員）が「チェックリスト」を使用して自己評価を行い、自らの保育実践を振り返っている。しかし、自己評価の結果分析が未実施であり、職員個々の改善課題の明確化や園としての課題の抽出には至っていない。</p>		